

「千葉用水管理現場技術業務」の契約締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)(以下「法」という。)に基づく民間競争入札を行った「千葉用水管理現場技術業務」について、次のとおり契約締結をしました。

(1) 契約の相手方の氏名又は名称

株式会社アクアテルス

(2) 契約の内容に関する事項

ア. 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

1.2.1 達成目標

○現場技術資料作成業務

- 1) 北総東部用水の新規事業化等に関する支援として、関係機関等への説明会資料の作成や各種データの分析、とりまとめを行うものとする。
- 2) 房総導水路施設の予算及び工務事務等に関する業務として、予算執行状況、説明図等の作成、工事検査に関する調書等の作成を行うものとする。
- 3) 印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水及び房総導水路の管理業務等に係る工事の監督業務の補助を行う他、同工事に必要な設計、積算補助及び関係機関との協議・調整に必要な資料等の作成を行うものとする。

○業務打合せ

管理技術者は、監督員との打合せを以下のとおり行うものとする。なお、打合せは対面を想定しているが、監督員と協議の上、Web 会議等により実施することもできるものとする。

1) 打合せ場所

千葉県八千代市村上 3139

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

2) 打合せ回数

2 回/月以上 (計: 72 回以上)

3) 打合せ内容

- ①業務実施計画書の確認
- ②業務実施報告書の確認
- ③業務内容の変更、追加の確認

④業務量及び実施期間の確認

⑤その他業務上必要な確認

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

機構は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映するものとする。なお、評価項目及び評価方法の詳細は、測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領（https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/hyoutei/pdf/gyoumu_hyoutei_R020401.pdf ※116～119 頁目を参照）によるものとする。

○業務の執行状況に係る評価項目

1) 専門技術力

①目的と内容の理解 ～業務主旨の理解

②的確な履行 ～法令・技術基準の知識、業務内容についての判断

③業務目的の達成度 ～必要事項の記載、的確な取りまとめ

2) 管理技術力

①業務実施体制の的確性

②打ち合わせの理解度

③指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢 ～責任感、積極性、発注者の視点

○業務執行上の過失等に係る評価項目

1) 業務執行上の過失

2) 中立性、公平性に係る過失

3) 守秘性に係る過失

1.2.3 成果品の提出

民間事業者は、実施した業務の内容及びその他必要事項を記入した業務実施報告書（共通仕様書第1章第6節）を作成し、監督員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

1.2.4 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するに当たっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

1.2.5 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務実施計画書に基づいて、業務を実施することにより、達成目標（本実施要項1.2.1参照）の水準を確保しなければならない。

機構は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から

翌年3月31日まで)を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示(業務の履行中を含む。)を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善実施計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、業務内容等が、監督員の指示又は監督員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

○施設等の利用

- 1) 民間事業者は、契約書第8条の規定に基づき本業務の実施上必要な庁舎等の施設を、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。
- 2) 前項に挙げる民間事業者が無償で使用できる庁舎等とは、千葉用水総合管理所及び房総導水路管理所の庁舎(敷地を含む。以下同じ。)とする。
- 3) 民間事業者は、第1項に挙げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

○業務上必要なパーソナルコンピュータ及び業務ソフト

- 1) 本業務に必要なパーソナルコンピュータ及び業務用ソフト(以下「パーソナルコンピュータ等」という。)は、民間事業者が自らの負担で用意するものとする。機能等については、以下に示すパーソナルコンピュータ等の仕様を標準とする。

(パーソナルコンピュータ等の仕様)

①OS

Microsoft Windows 11 Professional 64bit 版 以上

②業務用アプリケーションソフト

一 Microsoft office 2019 Professional 以上

二 ジャストシステム 一太郎 2016 以上

三 PDF 編集ソフトウェア

四 CAD ソフトウェア (AutoCAD LT 2020 以上)

五 ArcGIS Online GIS Professional Basic(原則として公表されている最新バージョンとする)

- 2) 民間事業者の申し出により民間事業者が所有する業務用ソフトを使用する場合には、主任監督職員の承諾を得ること。
- 3) 本業務の終了後、発注者が貸与しインストールした業務用ソフトは、発注者が民間事業者の同意・不同意にかかわらず削除するものとする。
- 4) 民間事業者がインストールした業務用ソフトに起因する発注者の情報システムに係る支

障・損害の回復に要する費用は、民間事業者が負担しなければならないものとする。

○貸与品及び消耗品等

本業務に必要な次の物品等については、別途使用貸借契約を締結し貸与する。

品名	規格等	単位	数量	備考
事務用品	机、椅子	セット	3	
	更衣ロッカー	式	1	
	コピー機	式	1	
	図面印刷機	式	1	

○業務の実施上必要な交通手段

- 1) 業務の実施上必要な交通手段は、民間事業者が自らの負担で用意するものとする。
- 2) 民間事業者は、前項に基づき業務自動車を用意する場合は、使用時に自動車保険（任意）に加入していなければならない。
- 3) 民間事業者は、上記1)により業務自動車を用意した場合においては、機構の庁舎等の敷地内における当該自動車の損害については、すべて民間事業者の責任と負担により処理するものとする。

○業務実施場所外での勤務

業務の実施場所は、1.1（3）業務場所を基本とするが、民間事業者は、本業務に係る資料作成等について、監督員と民間事業者とが協議の上、情報通信技術を利用して業務の実施場所外で行う勤務（以下「テレワーク」という。）により業務を実施することができるものとする。なお、テレワークに係る費用については、民間事業者の負担とする。

○法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の

1) から3)のいずれかに該当する場合には機構が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- 1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- 3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

○資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて監督員から業務状況を把握するための資料等の作成及び提出を指示する。

○著作権

- 1) 民間事業者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第

- 1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る民間事業者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に機構に無償で譲渡するものとする。
- 2）機構は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を民間事業の承諾なく自由に公表することができる。
- 3）機構は、成果品が著作物に該当する場合には、民間事業者が承諾したときに限り、既に民間事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4）民間事業者は、成果品が著作物に該当する場合において、機構が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、機構は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を民間事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5）民間事業者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、機構が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、当該成果品の内容を公表することができる。
- 6）機構は、民間事業者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、民間事業者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

イ. 実施期間に関する事項

令和8年4月1日～令和11年3月30日

ウ. 報告、秘密保持その他対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために落札者が講ずべき措置に関する事項

○報告等について

- 1.2.3 成果品の提出のとおり。

○調査について

- 1）機構は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- 2）立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

○指示について

機構は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

○機構の検査・監督体制

1) 本契約に係る監督は、独立行政法人水資源機構分任契約職千葉用水総合管理所長（以下「千葉用水総合管理所長」という。）が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る監督員等の検査・監督体制は次の通りとする。

①監督員等

一 監督員

千葉用水総合管理所長が主任監督職員及び監督職員として任命した者。ただし、1.2.2 のモニタリングは主任監督職員が行う。

二 検査員

千葉用水総合管理所長が検査員として任命した者。

②検査

民間事業者から成果品の提出があった場合には、検査員は業務履行の検査を行うものとする。

○秘密の保持等について

1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2) 民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ機構の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

3) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報その他知り得た情報を業務実施計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務完了後においても他者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

また、機構の許可なく複製しないこと。

6) 民間事業者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について機構への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された機構の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに機構に報告するものとする。

○再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、業務の全部又は大部分を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委託に当たっては、機構の承諾を必要としない。
- 3) 民間事業者は、上記2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ、機構の承諾を得なければならない。
- 4) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、一般競争（指名競争）参加資格業者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- 5) 再委託の承諾を受けた場合においても、民間事業者は再委託先の行為について全ての責任を負うものとし、受託義務に違反した場合、機構は再委託の承諾を取り消すとともに、民間事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

○契約の変更及び解除

- 1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの機構の了解を得なければならない。
- 2) 契約内容の変更

特記仕様書で明記した事項が、監督員の指示または監督員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

また、機構及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は社会情勢や天災などにより本業務の実施に何らかの変更が必要となった場合、協議の上、法第21条に定める手続きを経て、契約の内容を変更することができる。
- 3) 権利義務の譲渡

民間事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 4) 契約の解除
 - 4-1) 機構による契約の解除
 - ① 機構は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがな

いと明らかに認められるとき。

二 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 4-2) ①によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（民間事業者が個人である場合にはその者を、民間事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 民間事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、機構が民間事業者に対して当該契約の解除を求め、民間事業者がこれに従わなかったとき。

② 機構は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者に支払わなければならない。

③ 民間事業者は、①の規定により契約を解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として機構の指定する期間内に機構に支払わな

なければならない。

- ④ 機構は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- ⑤ ②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。
- ⑥ 機構は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、機構と民間事業者の協議により定めるものとする。

4-2) 民間事業者による契約の解除

- ① 民間事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 機構からの書面による通知により業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 機構からの通知により業務を中止する期間が委託期間の10分の5を超えたとき。
 - 三 機構が本契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- ② 4-1) ②及び4-1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

エ. 第三者に損害を加えた場合の落札者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの対象権利者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

・対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

実施体制

- 1. 本業務の管理技術者は、入札説明書の「配置予定技術者について」の様式に配

置予定技術者として記載した者の中から配置するものとする。ただし、管理技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。

2. 病休等特別な理由のためやむを得ず管理技術者を変更する場合は、監督員の承諾を得て、本業務の入札説明書に定められた配置予定管理技術者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

実施方法

受注者は、第2節の業務場所において業務を実施する場合には、原則として第3節の業務期間中の行政機関の休日を除く日における8時30分から17時00分までの間(以下「通常時間帯」という。)に実施するものとする。なお、受注者は、通常時間帯以外に業務を

実施しようとする場合は、あらかじめ、監督員の了解を得るものとする。

・ 契約の相手方の住所

千葉県香取市鳥羽19-1

・ 契約金額

233,200,000 円

・ 契約締結日

令和8年3月13日

以上